

奈良県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則をここに公布する。

平成25年3月8日

奈良県公安委員会

委員長 岡本好央

奈良県公安委員会規則第1号

奈良県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手続等を定める国家公安委員会規則（平成15年国家公安委員会規則第6号。以下「情報通信技術利用規則」という。）第5条及び第9条の規定に基づき、電子情報処理組織を使用して行う奈良県公安委員会等（奈良県公安委員会、奈良県警察本部長及び警察署長をいう。以下同じ。）に係る手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

2 前項に定めるもののほか、この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。

(2) 電子証明書 電子署名を行う者が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。

(対象となる申請等)

第3条 情報通信技術利用規則第5条第1項の規定により奈良県公安委員会が定める申請等は、別表第1の左欄に掲げる法令のそれぞれ同表の右欄に掲げる規定に基づく申請等とする。

(申請等の手続)

第4条 前条に規定する申請等を電子情報処理組織を使用して行おうとする者は、当該申請等に係る事項について、法第3条第1項に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機であつて、奈良県公安委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続できる機能及び接続した際に奈良県公安委員会等が付与するプログラムを正常に稼働させることのできる機能（奈良県公安委員会等がプログラムを付与する場合に限る。）を備えたものから入力して、申請等を行わなければならない。

2 前項の規定により申請等をしようとする者は、奈良県公安委員会等が定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等又は電磁的記録に記載され若しくは記録されている事項又はこれらに記載すべき若しくは記録すべき事項を、併せて入力することができる。

3 前2項の規定により申請等をしようとする者は、当該申請等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信しなければならない。

4 前項の電子証明書は、商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項（これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき登記官が作成した電子証明書、電子署名及び認証業務に関する法律第4条第1項の認定を受けた者が発行した電子証明書又は電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する電子証明書であつて、奈良県公安委員会等が法第3条第1項に規定する電子計算機のうち奈良県公安委員会等の使用に係るものから認証できるものに限る。

5 法令の規定に基づき同一内容の書面等を数通必要とする申請等を行う者が、第1項の規定に基づき当該数通の書面等のうち1通に記載されている事項又はこれらに記載すべき事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載されている事項又はこれらに記載すべき事項が入力されたものとみなす。

(対象となる処分通知等)

第5条 情報通信技術利用規則第9条第1項の規定により奈良県公安委員会が定める処分通知等は、別表第2の左欄に掲げる法令の同表の右欄に掲げる規定に基づく処分通知等とする。

(処分通知等の手続)

第6条 奈良県公安委員会等は、前条の処分通知等を電子情報処理組織を使用して行う場合には、当該処分通知等の内容を法第4条第1項に規定する電子計算機のうち奈良県公安委員会等の使用に係るものから入力して、処分通知等を行わなければならない。

2 前項の場合において、奈良県公安委員会等は、当該処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信するものとする。

(細目)

第7条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項のうち、奈良県公安委員会に係るものは別に定めるものとし、奈良県警察本部長及び警察署長に係るものは奈良県警察本部長が定めるものとする。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

法 令	規 定
自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）	第4条第1項
自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成3年国 家公安委員会規則第1号）	第5条第1項

別表第2（第5条関係）

法 令	規 定
自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）	第4条第1項